資料１

新型コロナウイルス感染症について

・新型コロナウイルスを防ぐには・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

・新型コロナを疑う場合の受診相談体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

・スマホ検査センターについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０～１５

・福祉施設で働くみなさまにあらためてお願いしたいこと・・・・・・・・・・・・・・・１６

・高齢者施設等への新規入所者における入所時の検査について・・・・・・・・・・１７～１８

・高齢者施設等従事者への集中的検査について（東大阪市）・・・・・・・・・・・・１９～２２

・臨時的な取扱いや感染対策等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３～２７

※本内容は令和３年６月１日時点の情報です。
　最新の情報は東大阪市ホームページ・大阪府ホームページ等にて適宜ご確認をお願いします。

大阪府

新型コロナウイルスを防ぐには

新型コロナウイルス感染症とは

発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（１週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感（けんたいかん））を訴える方が多いことが特徴です。

感染しても軽症であったり、治る例も多いですが、季節性インフルエンザと比べ、重症化するリスクが高いと考えられます。重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。

特に**ご高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性**が考えられます。

新型コロナウイルスは**飛沫（ひまつ）感染と接触感染により感染**します。空気感染は起きていないと考えられていますが、閉鎖した空間・近距離での多人数の会話等には注意が必要です。

飛沫感染	感染者の飛沫（くしゃみ、咳（せき）、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

日常生活で気を付けること

まずは**手洗い**が大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、**咳エチケット**を行ってください。

持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ**人込みの多い場所を避ける**など、より一層注意してください。

発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。

発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

新型コロナを疑う場合の受診相談体制が変わりました

熱が出た場合などにすぐに受診できるよう、今までの保健所に相談する仕組みに加え、
かかりつけ医などの身近な医療機関に相談する仕組みに変わりました。
（受診先の案内は保健所・かかりつけ医等からとなります）
夜間・休日やかかりつけ医がいない方などは、新型コロナ受診相談センター（保健所）へ相談してください。

©2014 大阪府もずやん

しんどいなと思ったら・・・

かかりつけ医などの身近な医療機関に電話してな！
かかりつけ医がいない時は新型コロナ受診相談センター（保健所）へ相談やで！

感染拡大を防ぐためにご協力ください。

- 発熱、倦怠感などの症状を事前にかかりつけ医などの身近な医療機関に電話で伝えてください。
- 案内された医療機関に受診する際にはマスクを着用して、公共交通機関等の利用は可能な限り避けてください。
- 発熱などのかぜ症状がある場合には、仕事や学校は休んで、不要不急の外出は控えてください。

大阪府 診療・検査医療機関　検索

大阪府　新型コロナ受診相談センター　検索

発行 大阪府健康医療部保健医療室感染症対策企画課

大阪府

高齢者施設等「スマホ検査センター」の積極的な活用について

◆　利用者・職員で症状がある方は、本センターの利用が可能。本センターを積極的に活用することで、クラスター発生予防に
　役立ててください。

◆　申込等については、大阪府ホームページからご覧いただけます。
http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikifukushi/coronafukushi/index.html

高齢者施設等

【有症状者がいる場合】
〇Webで検査申込
〇検体採取容器等の受取
〇施設等で検体(だ液)
　採取・３重梱包し、持ち込み

※　受診が必要な場合、自力で検体採取できない場合等は医療機関・保健所への相談

①スマートフォン等から検査申込

⑥（陰性の場合）検査結果をWeb上で通知

②検体採取容器等の受取（来所又は郵送）

③検体提出（来所）
※来所は受検者以外の方

⑥　（陽性の場合）検査結果通知

スマホ検査センター・サテライト

〇施設等への検体採取容器等の引き渡し・検体受取
〇検査機関への検査依頼・検査結果の受領
〇陽性者の保健所への報告

検査センター本部では、夜間・休日も対応

④検査依頼

検査機関

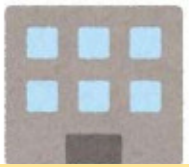

⑤結果送付

〇府内12ヵ所から検体を回収
〇前日夕刻の引き取りで最短翌朝に結果判明

⑦（陽性の場合）検査結果通知

〇陽性者の対応
（届出・疫学調査など）

○高齢者施設等「スマホ検査センター」検査対象

	対象となる事業種別（一部抜粋）	
	利用者及び職員	職員のみ
高齢者福祉サービス等	・介護老人福祉施設（地域密着型含む） ・介護老人保健施設　・介護医療院　・介護療養型医療施設 ・認知症対応型共同生活介護事業所　・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム　・有料老人ホーム　・サービス付き高齢者向け住宅 ・通所介護（地域密着型含む）　・通所リハビリテーション ・認知症対応型通所介護　・小規模多機能型居宅介護 ・複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） ・短期入所生活介護　・短期入所療養介護	・訪問介護　・訪問入浴介護　・訪問看護ステーション ・訪問リハビリテーション（介護保険サービスを提供している事業所に限る） ・居宅療養管理指導（介護保険サービスを提供している事業所に限る） ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護　・夜間対応型訪問介護 ・居宅介護支援　・福祉用具貸与・福祉用具販売 ○介護予防・生活支援サービス（・訪問型サービス　・通所型サービス ・その他の生活支援サービス　・介護予防ケアマネジメント） ○その他（・地域包括支援センター　・老人福祉センター）

○スマホ検査センター本部・サテライト一覧

No.	名称	所在市区	開設日等	
			曜日	時間帯
①	スマホ検査センター本部	大阪市中央区大手前２丁目	毎日	午前９時 30 分～午後 11 時
②	港区サテライト	大阪市港区福崎１丁目１番 54 号	月～土 （日・祝除く）	午前９時 30 分～午後７時 30 分
③	吹田サテライト	吹田市原町２丁目 45 番１号		
④	守口サテライト	守口市大宮通１丁目 13 番 36 号		
⑤	堺サテライト	堺市西区鳳北町７丁７番地		
⑥	三島サテライト	茨木市中穂積１丁目３-４３	月～土 （日・祝除く）	午前９時 30 分～午後５時 30 分
⑦	南河内サテライト	富田林市寿町２丁目６－１		
⑧	北河内サテライト	枚方市大垣内町２丁目１５－１		
⑨	泉南サテライト	岸和田市野田町３丁目１３－２		
⑩	泉北サテライト	堺市西区鳳東町４丁３９０－１		
⑪	中河内サテライト	八尾市庄内町２丁目１－３６		
⑫	池田サテライト	池田市城南１丁目１－１		

大阪府

福祉施設等の管理者、職員の皆様へ

大阪府高齢者施設等「スマホ検査センター」は、高齢者施設等における新型コロナウイルスを早期に発見し、高齢者等の方々の重症化予防やクラスター発生防止による福祉サービスの安定的提供のため、現在行っている保健所やかかりつけ医での体制に加え、少しでも症状があれば速やかに検査いただけるよう設置したものです。

各施設におかれては、日頃から感染予防の徹底とともに、職員や利用者の皆さんの健康観察等により、感染拡大の予兆をいち早くつかむ努力もいただいていますが、本センターが施設の皆様のこうした努力の一助となることを願っております。

★皆様に改めて以下のことをお願いいたします★

1　感染疑い事例の早期把握と、把握した段階からの初動対応が重要です！

施設におけるクラスター発生事案を分析すると、早期に対応できた施設はいずれも「疑い事例発生時」から万一に備え、ゾーニングや職員の感染防護措置などの適切な対応を実施していました。

1　「疑い事例」をいち早く把握しましょう。

○　感染の疑いについてより早期に把握できるよう、毎日の検温の実施等により、日頃から職員や利用者の健康の状態や変化に留意してください。

○　職員や通所施設の利用者に発熱等の症状が認められた場合には、来所させず、自宅にとどまるよう、指示してください。

○　職員や利用者に発熱等の症状がある場合は、
①「かかりつけ医」または「新型コロナ受診相談センター」（保健所）への相談
②「スマホ申込検査センター」
のいずれか（重複して相談、申込をしないでください）を利用できます。

【注意！】**ご自身で唾液採取できない方や、息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状がある場合など、受診が必要な方は、必ず、①を利用してください。**

受診相談センターの連絡先
http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/corona-denwa.html

2　「疑い事例」からクラスター発生防止のための初動対応を実施しましょう。

○　感染疑いのある方を介護する際には、介護者は、個人防護具（マスク・手袋、ガウン・エプロン）を着用しましょう。また、手指消毒などの感染予防を徹底しましょう。

○　感染疑いのある方とそうでない方を空間的に分ける（ゾーニング）を行いましょう。

○　感染発生時に継続する業務と休止する業務を整理するとともに、シフト表等を見直し、感染収束までの人員配置を検討しましょう。

2　迅速かつ適切な初動対応のためには、事前の準備が必要です！

迅速かつ適切な初動対応がとれるよう、改めて、各施設の準備状況を確認してください。感染拡大が始まる前から、利用者や職員の命を守るための万全の準備を！

1　「新型コロナウイルス感染症対策　社会福祉施設等自己点検チェックリスト」で準備状況を確認しましょう。

【主なチェック項目】

○　**必要物資の確保・備蓄**（発生想定人数×14日分が目安です。）
　マスク、手袋、ガウン・エプロンなどの個人用防護具、消毒液等の在庫量及び必要量を確認してください。

○　**清掃などの環境整備**
　サービス提供にあたって清掃の徹底及び消毒用エタノール、次亜塩素酸ナトリウム液等の消毒液の適切な使用方法を、裏面「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」を参照し、確認してください。

○　**個人防護具の着脱方法の確認**
　マスク、手袋、ガウン等の着脱方法の正しい手順を、裏面「個人防護具の着脱の手順」を活用するなどによって、施設等の職員の皆さんで確認してください。

○　**感染対策にかかる関係者の連絡先の確認**
　施設所在地を管轄する保健所のほか、関係者の連絡先を分かりやすくまとめておき、複数名の職員が理解しておくなど、万一の場合でも、速やかに対応できる体制を整えてください。

2　受援計画を策定しましょう。

感染発生時に適切な措置がとれるよう、初動対応等を定めた「受援計画」を策定しましょう。

特に、高齢者等の住まいとなっている入所施設は、クラスター発生時もサービスの継続運営を確保することが求められます。

職員に陽性者等が発生した場合に、どの業務を維持し、どの業務を休止するかなど、<u>業務仕分け</u>や<u>人員体制</u>を<u>事前に検討</u>しておくことが極めて重要です。

※　受援計画は、円滑に応援職員を受け入れる上でも極めて重要です。感染発生時に職員不足が生じるおそれのある施設は、積極的に取り組んでください。

参考：引用

※　ゾーニングの実施や職員の感染防護措置などの適切な対応について

⇒「新型コロナウイルス感染症　病院・高齢者施設 感染クラスターケースタディ2020ー大阪」

⇒ http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/39235/00000000/casestudy2020.pdf

※　個人防護具の着脱方法の手順について

⇒「個人防護具の着脱の手順」

⇒ https://www.safety.jrgoicp.org/ppe-3-usage-putonoff.html

※　消毒液の適切な使用方法等について

⇒「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」

⇒ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

※　「受援計画」について検討していただく内容等について

⇒「「受援計画」の検討・策定について」

⇒ http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/39235/00000000/jyuenkeikaku.pdf

※　「受援計画」の策定例（救護施設の分）について

⇒「新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画
（応援職員受入れに係る受援計画）（救護施設みなと寮）」

⇒ http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/40035/00000000/jyuenkeikaku.pdf

参考：引用

※　新型コロナウイルス感染症の基礎知識や、社会福祉施設等における対策について
⇒「社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策」

⇒　http://www.pref.osaka.lg.jp/fukushisomu/kansentaisaku/index.html

※　介護職員のための感染症対策（新型コロナウイルス感染症防止策や感染者が発生したときの対応等）について
⇒「介護職員のための感染対策マニュアル」（概要版）

⇒　https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678255.pdf

お問合せ
大阪府福祉部地域福祉推進室
地域福祉課企画推進グループ
TEL 06-6944-6657　（平日9:00～18::00）

大阪府広報担当副知事もずやん

大阪府

福祉施設で働くみなさまにあらためてお願いしたいこと

高齢者施設等におけるクラスター発生事例では、施設で働く職員からの感染が多くなっています。**感染対策に詳しい看護師（感染管理認定看護師、感染症看護専門看護師）が福祉施設等を訪問**した経験から、**あらためてお願い**したいことをまとめました。日々、感染症対策に取組んでおられる中、施設クラスター発生予防のためにも、今一度、ご確認ください。

協力：（公社）大阪府看護協会

○ 職員のみなさんに、**あらためて**、注意していただきたいこと

- **職員同士でマスクなしの会話**

  ロッカールーム・食事・休憩室等の場面が変わる時が要注意です！

- **同居者や家族以外の方との会食**

  飲食を通じての感染のリスクにご注意ください。

- **体調不良時の無理な出勤**

  以下の症状がある場合は、職場には来ず、管理者に相談し検査を受けましょう。

  ＊有症状者を対象とした高齢者施設等「スマホ検査センター」を利用して、素早く検査につなげてください。

  ・発熱

  ・風邪症状（鼻汁・咽頭痛・咳など）

  （※花粉症やアレルギーのある方はいつもと違うと感じる場合）

  ・嗅覚障害・味覚障害

スマホ検査センターの申込みはこちらから

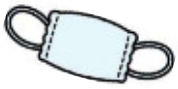

- **職場での正しいマスクの着用・手指消毒**

  口と鼻を確実に覆うようにしてください。鼻出しは厳禁です！できれば、職場では、不織布マスクを！

○ 施設内の感染リスクを軽減するために**できること**を、ぜひ実践してください！

- **ユニバーサルマスキング**

  施設内では職員、利用者、来訪者すべての人がマスクを着用していますか。

  （利用者にも可能な限り、着用を呼びかけましょう）

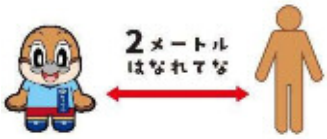

- **距離の保持・入所者の体調管理の徹底**

  ふだんから、入所者同士の距離をとっていただいていますか。

  ショートステイおよび新規入所者（できれば２週間程度）と長期入所者は可能な範囲で、集団の場では 2m以上の距離をおいていただいていますか。

- **食事・口腔ケア**

  可能な限り、利用者さん同士を対面で座らせない、パーテーションを置くなど、飛沫がかからない工夫をしていますか。

○ 感染の疑い事例が出たときから、万が一に備え、**初動を素早く！**

- **感染の疑い事例をいち早く把握、行動を**

  感染の疑いのある方を介護する場合、個人防護具の着用や手指消毒の徹底、また、集団の場から離す、空間的に分ける等を行いましょう。

- **感染者が発生した場合は、すぐに自治体担当部署・保健所に相談しましょう**

  感染者の隔離や消毒、ゾーニングなど保健所からの指示に従い、迅速に対応しましょう。

大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課
電話：06-6944-7602　ファクシミリ：06-6944-6681　　メール：chiikifukushi-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp

感 対 第　6414 号
令 和３年２月１０日

高齢者施設等管理者・施設長　様

大 阪 府 福 祉 部 長
大阪府健康医療部長

高齢者施設等への新規入所者における入所時の検査について（通知）

日ごろより、府政及び新型コロナウイルス感染症対策の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本府における新型コロナウイルス感染症の感染状況は、年明け以降、陽性者数が増加し、1 週間の人口 10 万人あたりの新規陽性者数は 18.16 人（令和3年２月５日現在）と高い水準を維持している状況です。

とりわけ、第三波（令和2年 10 月 10 日）以降に高齢者施設等で発生したクラスターは、２月５日時点で 109 施設（陽性者 2,024 人）に上っており、当該施設におけるクラスター発生防止について、より一層の取組みが必要です。

つきましては、こうした状況への対応策として高齢者施設等への新規入所者（医療機関から退院後の再入所・再入居の方や入所・入居の契約済みの方、又は確定している方も含みます。）について、下記の場合には行政検査として取り扱いますのでお知らせいたします。

なお、運用の開始は、２月１２日からといたします。

記

高齢者施設等への新規入所者について、医師が必要と認める場合には、症状の有無に関わらず保険適用で新型コロナウイルスの検査を行うことが可能です。

検査の実施については、新規入所者の入所前の生活状況等を勘案し、検査の要否を貴施設の連携医療機関等（同一法人の医療機関、併設医療機関、協力医療機関等、高齢者施設が平時に連携している医療機関）の医師と相談してください。なお、連携医療機関等に相談される際は、本通知文と別紙の医療機関あてのお知らせをご提示ください。

高齢者施設等：介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅
（いずれも併設通所サービス・短期入所サービス事業所を含む。なお、高齢者施設等におかれては、併設通所・短期事業所にも本通知内容をご了知いただきますようお願いします。）

【問い合わせ先】
（高齢者施設に関すること）
大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課　施設指導グループ
電話　06-6944-7106

（併設通所・短期サービスに関すること）
大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課　居宅グループ
電話　06-6944-7099

（行政検査に関すること）
大阪府健康医療部保健医療室感染症対策課感染症・検査グループ
電話　06-4397-3204

（別紙）

※高齢者施設等管理者・施設長　様

連携医療機関等に新規入所者の検査について相談される際は、府からの通知文本文と、このお知らせを連携医療機関等にご提示ください。

高齢者施設等連携医療機関等様へ

大阪府では、高齢者施設等への新規入所者における入所時の検査について、令和 3 年 2 月 10 日付け感対第 6414 号にて各高齢者施設等あて周知しております。
つきましては、以下の点にご留意の上、よろしくお取り計らいください。

記

1　連携医療機関等において検査が実施できない場合は、連携医療機関等から相談窓口にご相談ください。相談窓口は、2月 12 日から運用を開始します。
＜相談窓口＞　開設時間（土日・祝日含む）９時～18 時　電話番号 06-7166-9988

2　連携医療機関の医師が必要と判断して実施した保険適用の検査については、その医療機関と府もしくは政令市・中核市が行政検査に係る委託契約を締結することで、検査にかかる費用を公費にすることが可能です。
（当該契約の効力は遡及可能ですので管轄の保健所へご相談ください）。

大阪府

高齢者施設等従事者への集中的検査について

1.概要

施設における新型コロナウイルス感染者の早期発見、及び無症状患者を原因とするクラスター発生を未然に防ぐ観点から、日常的に利用者と接触する施設等の事業者を対象に、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より「４月以降の高齢者施設等の検査について」（令和３年３月２２日付事務連絡）に基づいて４月から６月末まで２週間に１回の頻度で定期的に検査を行いました。

２．対象施設・対象者

・高齢者入所施設・事業所の従事者

（介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、
介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、
軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、
短期入所サービス、小規模多機能型居宅介護事業所、
看護小規模多機能型居宅介護事業所、通所サービス）

※ただし、医療みなしについては、検査実施月の前月に介護サービスを提供した事業所に限る。

・障害者入所施設の従事者

（施設入所支援、共同生活援助、短期入所（単独型）、短期入所（併設型）、
通所サービス（併設）、医療型児童発達支援、児童発達支援、
放課後等デイサービス）

・救護施設の従事者

以上の対象施設等のうち検査の実施について同意を得られた施設等の従事者で、日常的に利用者と接触する機会のある者。雇用形態（常勤、非常勤、派遣、委託等）や職種（介護職員、事務職員等）は問いません。ただし、過去に新型コロナウイルス感染症の陽性者と判定された者については、陽性者と判定された日から３ヵ月を経過していることが必要です。

※症状のある方については高齢者施設「スマホ検査センター」又はかかりつけ医へご相談ください。

３．検査方法

唾液による PCR 検査

（費用）

事業者及び対象者本人の検査費用の負担はなし。

※ただし、検体の郵送費用は事業者負担。（複数をまとめて梱包することも可）

（手順）

①市へ検査必要数の報告

②市委託事業者より、法人又は施設宛に検査キットの必要数を郵送

③従事者ごとに検体採取

④法人又は施設取りまとめの上、採取した検体を指定のあて先に郵送

⑤市委託事業者より、法人又は施設の登録したメールアドレスに結果を通知

４.実施について

６月は以下のウェブサイトからの申請を受け付けました。

「令和３年４月以降の高齢者入所施設等の従事者への集中的検査について（６月実施分）」

https://www.city.higashiosaka.lg.jp/cmsform/enquete.php?id=183　で検索

※申し込み期間が終了したため現在はホームページへの掲載はしておりません。

なお、検査の新規・追加申し込みを行いたい場合は、以下の問い合わせ先までご連絡ください。

５．問い合わせ先

高齢介護室　高齢介護課

TEL ０６－４３０９－３１８５

障害者支援室　障害施策推進課

TEL ０６―４３０９－３１８３

令和3年度4月以降の高齢者入所施設等の従事者への集中的検査について(6月実施分) 入力画面

[2021年5月19日]

対象施設等のうち同意を得られた施設等の従事者のうち日常的に利用者と接触する者に対して、令和3年4月から6月の間に、2週間に1回(合計2回の予定)の頻度で新型コロナウイルス感染症の検査を実施する。

添付ファイル

高齢者施設従事者等に対する新型コロナウイルス感染症検査確認事項（ファイル名：030518kakunin.docx サイズ：16.135KB)

1.パスワード
（必須。10文字）

2.施設・事業所の種別(1事業所ごとに申請してください。)

（必須）
○介護老人福祉施設 ○地域密着型介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護医療院 ○介護療養型医療施設 ○認知症対応型共同生活介護 ○養護老人ホーム ○軽費老人ホーム ○有料老人ホーム ○サービス付き高齢者向け住宅 ○通所サービス(併設) ○短期入所サービス(併設) ○小規模多機能型居宅介護事業所 ○看護小規模多機能型居宅介護事業所 ○短期入所サービス(単独) ○通所サービス(単独)

3.法人名
（必須。35文字以内）

4.施設(事業所)名
（必須。35文字以内）

5.担当者名
（必須。15文字以内）

6.検査キットの送付先郵便番号
（必須。10文字以内）

7.検査キット送付先住所
（必須。100文字以内）

8.法人・施設(事業所)連絡先
（必須。20文字以内。半角英数(記号)）
担当者と連絡のつく連絡先を入力してください。

9.施設(事業所)メールアドレス
（必須。登録時にメールが送信されます。）

（確認用）

10.検査キット必要数
（必須。10文字以内。半角英数(記号)）
1回目

11.検査キット必要数
（必須。10文字以内。半角英数(記号)）
2回目

12.前回までの検査で未使用の検査キット数
（10文字以内）

13.高齢者施設従事者等に対する新型コロナウイルス感染症の検査について以下の同意事項に同意してください。

（必須。5個）
☐市が検査機関、検査機関の連携医療機関と受検状況や結果等を共有することに同意します。(市は検査機関から受検者リストの提出を受けます。)
☐検査結果が陽性の場合は、当該受検者に検査機関のオンライン診療(電話)を受けさせることに同意します。
☐陽性者発生時は、保健所の指示に従って対応することに同意します。
☐検査キットは市が定める要件を満たす従事者にのみ使用することに同意します。
☐市から職員名簿や雇用関係を証する書類等の提出を求められた場合、指示に従うことに同意します。

確認　取消

ページの先頭へ戻る

サイトマップ　市役所本庁舎へのアクセス　東大阪市エリアマップ　個人情報の取り扱い　市ウェブサイトについて

東大阪市役所 〒577-8521 東大阪市荒本北1丁目1番1号 【法人番号：8000020272272】
電話：06-4309-3000(代表)
月曜日～金曜日の9時～17時30分（祝日、12月29日～1月3日を除く）

Copyright © Higashiosaka City. All Rights Reserved.

新型コロナウイルス感染症に係る
介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて

○　災害時の対応を基本としつつ、今般の新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等にあたって、介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準などについては、状況に鑑みてさらに柔軟な取扱いを可能としており、主な取扱いは以下のとおり。

1．基本的な事項

○　新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に人員基準等を満たせなくなる場合、介護報酬の減額を行わない等の柔軟な取扱いが可能

○　訪問介護の特定事業所加算等の算定要件等である定期的な会議の開催等について、電話、文書、メール、テレビ会議等を活用するなどにより、柔軟に対応可

2．訪問サービスに関する事項

○　新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に訪問介護員の資格を有する者を確保できないと判断できる場合、訪問介護員の資格のない者であっても、高齢者へのサービス提供に従事した事がある者であり、サービス提供に支障がないと認められる者であれば、訪問介護員として従事可

○　訪問介護事業所が保健師、看護師、准看護師の専門職の協力の下、同行訪問による支援を受ける場合、利用者又はその家族等からの事前の同意を得たときには、２人の訪問介護員等による訪問を行った場合と同様に、100 分の200 に相当する単位数を算定することが可

3．通所サービスに関する事項

○　事業所が休業している場合に、居宅を訪問し、できる限りのサービスを提供した場合、提供したサービス時間の区分に対応した報酬区分（通所系サービスの報酬区分）を算定可

4．居宅介護支援等に関する事項

○　新型コロナウイルス感染症の影響により、ケアプランで予定されていたサービス利用等がなくなった場合でも、必要なケアマネジメント業務を行い、請求にあたって必要な書類の整備を行っていれば、居宅介護支援費の請求可

○　居宅介護支援のモニタリングについて、感染拡大防止の観点からやむを得ない理由があり、月１回以上の実施ができない場合についても、柔軟な取扱い可

退院基準の周知及び退院患者の適切な受け入れ促進

○　介護施設について以下の対応を行い、退院患者の受け入れ促進を図る。
- 退院基準をわかりやすく示すとともに、感染の疑いがない退院患者の適切な受け入れを再周知。
- 自治体の要請等により定員を超えて受け入れた場合でも減算を適用しない等、施設基準、人員基準等の柔軟な取扱いについて周知。
- 要介護認定を受けていない場合、必要に応じ暫定ケアプランの活用が可能であることの再周知。

退院基準を分かりやすく周知

退院基準

<症状があった場合>

(1)人工呼吸器等による治療を行わなかった場合
○ 以下の２項目を満たすこと
- 発症日又は検体採取日から10日間経過
- 症状軽快後72時間経過

(2)人工呼吸器等による治療を行った場合
○ 以下の２項目を満たすこと*
- 発症日又は検体採取日から15日間経過
- 症状軽快後72時間経過

⇒ 検査不要で退院可能

*発症日から20日間経過するまでは退院後も適切な感染予防策を講じる

<無症状であった場合>

○ 以下の項目を満たすこと
- 検体採取日から10日間経過

⇒ 検査不要で退院可能

※無症状者に施設内感染防止等の観点から退院基準を１種設ける記載
（参考）令和３年２月25日付厚生労働省老健局総務課長通知（健発第0225第１号）

→退院基準及び同基準を満たし退院した患者は感染性が極めて低いことについてわかりやすく示す

介護施設等への受入促進

定員超過・施設基準・人員基準等の柔軟な取り扱い

○　感染流行時に、自治体の要請等に基づき、コロナ受入医療機関からの退院患者を入所させる場合、
・定員超過減算を適用しない　・当該入所者は施設基準等の算出根拠としない
等の柔軟な取扱いを行う。

<イメージ>

暫定ケアプラン（みなし認定）を活用した入所等

○　要介護認定を受けていない患者の受け入れ促進のため、要介護認定申請中であっても、暫定ケアプランを活用した場合、認定結果が出る前に、介護サービスの利用が可能。

<イメージ>

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）
（令和2年4月7日付事務連絡、同年10月15日付一部改正）

利用者の状況に応じた対応について（入所施設・居住系）

入所施設等

1．感染防止に向けた取組

(1)施設等における取組	**（感染症対策の再徹底）** ○　感染の疑いについてより早期に把握できるよう、日頃から利用者の健康の状態や変化の有無等に留意 ○　管理者は、日頃から職員の健康管理に留意するとともに、職員が職場で体調不良を申出しやすい環境づくりに努める ○　感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携して推進 ○　積極的疫学調査への円滑な協力が可能となるよう、症状出現後の接触者リスト、ケア記録、勤務表、施設内に出入りした者の記録等を準備 **（面会及び施設への立ち入り）** ○　面会については、感染経路の遮断という観点と、つながりや交流が心身の健康に与える影響という観点から、地域における発生状況等も踏まえ、緊急やむを得ない場合を除き制限する等の対応を検討すること。具体的には、地域の発生状況等を踏まえ、管理者により制限の程度を判断し、実施する場合には、適切な感染防止対策を行った上で実施すること。引き続きオンラインでの実施も考慮。 ○　委託業者等についても、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には入館を断る ○　面会者や業者等の施設内に出入りした者の氏名・来訪日時・連絡先について、積極的疫学調査への協力が可能となるよう記録 **（外出）** ○　入所者の外出については、生活や健康の維持のために必要なものは不必要に制限すべきではなく、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を徹底し、自らの手で目、鼻、口を触らないように留意すること。
(2)職員の取組	**（感染症対策の再徹底）** ○　「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」、「介護現場における感染対策の手引き」等を参照の上、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等を徹底 ○　出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底 ○　感染が疑われる場合は、「新型コロナウイルス 感染症についての相談・受診の目安」を踏まえて適切に対応 ○　職場外でも感染拡大を防ぐための取組が重要。換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底
(3)リハビリテーション等の実施の際の留意点	○　ADL維持等の観点から、リハビリテーション等の実施は重要である一方、感染拡大防止の観点から、「３つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」）を避ける必要 ○　可能な限り同じ時間帯・同じ場所での実施人数の縮小、定期的な換気、互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離の確保、声を出す機会の最小化、声を出す機会が多い場合のマスク着用、清掃の徹底、共有物の消毒の徹底、手指衛生の励行の徹底

34

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）
（令和2年4月7日付事務連絡、同年10月15日付一部改正）

利用者の状況に応じた対応について（通所系）

通所系等

1．感染防止に向けた取組

(1)施設等における取組	**（感染症対策の再徹底）** ○　感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携して推進 ○　積極的疫学調査への円滑な協力が可能となるよう、症状出現後の接触者リスト、ケア記録、勤務表、施設内に出入りした者の記録等を準備 **（施設への立ち入り）** ○　委託業者等による物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には入館を断る ○　業者等の施設内に出入りした者の氏名・来訪日時・連絡先について、積極的疫学調査への協力が可能となるよう記録
(2)職員の取組	**（感染症対策の再徹底）** ○　「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」、「介護現場における感染対策の手引き」等を参照の上、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等を徹底 ○　出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底 ○　感染が疑われる場合は、「新型コロナウイルス 感染症についての相談・受診の目安」を踏まえて適切に対応 ○　職場外でも感染拡大を防ぐための取組が重要。換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底
(3)ケア等の実施時の取組	**（基本的な事項）** ○　感染拡大防止の観点から、「３つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」）を避ける必要があり、可能な限り同じ時間帯・同じ場所での実施人数の縮小、定期的な換気、互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離の確保等の利用者同士の距離への配慮、声を出す機会の最小化、声を出す機会が多い場合のマスク着用、清掃の徹底、共有物の消毒の徹底、手指衛生の励行の徹底 **（送迎時等の対応等）** ○　送迎車に乗る前に、本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には、利用を断る ○　送迎時には、窓を開ける等換気に留意。送迎後に利用者の接触頻度が高い場所（手すり等）を消毒 ○　発熱により利用を断った利用者については、居宅介護支援事業所に情報提供。同事業所は必要に応じ、訪問介護等の提供を検討 ○　市区町村や社会福祉施設等においては、都道府県や衛生主管部局、地域の保健所と十分に連携の上、必要となる代替サービスの確保・調整等、利用者支援の観点で居宅介護支援事業所等や社会福祉施設等において必要な対応がとられるように努める **（リハビリテーション等の実施の際の留意点）** ○　ADL維持等の観点から、リハビリテーション等の実施は重要である一方、感染拡大防止の観点から、「３つの密」を避ける必要

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）
（令和2年4月7日付事務連絡、同年10月15日付一部改正）

利用者の状況に応じた対応について（訪問系）

訪問系

1．感染防止に向けた取組

(1)施設等における取組	**（感染症対策の再徹底）** ○ 感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携して推進 ○ 積極的疫学調査への円滑な協力が可能となるよう、ケア記録、勤務表の記録等を準備 **（外出）** ○ 入所者の外出については、訪問介護等における利用者の通院・外出介助や屋外の散歩の同行について制限する必要はないが、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を徹底し、自らの手で目、鼻、口を触らないように留意すること。
(2)職員の取組	**（感染症対策の再徹底）** ○ 「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」、「介護現場における感染対策の手引き」等を参照の上、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等を徹底 ○ 出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底 ○ 感染が疑われる場合は、「新型コロナウイルス 感染症についての相談・受診の目安」を踏まえて適切に対応 ○ 職場外でも感染拡大を防ぐための取組が重要。換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底
(3)ケア等の実施時の取組	**（基本的な事項）** ○ サービス提供に先立ち、本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には、「「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について」を踏まえた適切な相談及び受診を行うよう促すとともに、サービス提供時は以下の点に留意 ・ 保健所とよく相談した上で、居宅介護支援事業所等と連携し、サービスの必要性を再度検討の上、感染防止策を徹底させてサービスの提供を継続 ・ 基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行う ・ サービスの提供に当たっては、サービス提供前後における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットを徹底。事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫 ・ 可能な限り担当職員を分けての対応や、最後に訪問する等の対応

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）
（令和2年4月7日付事務連絡、同年10月15日付一部改正）

別添

【入所施設・居住系】

＜個別のケア等の実施に当たっての留意点＞
濃厚接触者に対する個別のケア等の実施に当たっては以下の点に留意する。

(ⅰ)食事の介助等
- 食事介助は、原則として個室で行う
- 食事前に利用者に対し、（液体）石けんと流水による手洗い等を実施
- 食器は使い捨て容器を使用するか、または、濃厚接触者のものを分けた上で、熱水洗浄が可能な自動食器洗浄機を使用
- まな板、ふきんは、洗剤で十分洗い、熱水消毒するか、次亜塩素酸ナトリウム液に浸漬後、洗浄

(ⅱ)排泄の介助等
- 使用するトイレの空間は分ける
- おむつ交換の際は、排泄物に直接触れない場合であっても、手袋に加え、サージカルマスク、使い捨て袖付きエプロンを着用
- 使用済みおむつ等の廃棄物の処理に当たっては感染防止対策を講じる

※ ポータブルトイレを利用する場合の介助も同様とする。（使用後ポータブルトイレは洗浄し、次亜塩素酸ナトリウム液等で処理）

(ⅲ)清潔・入浴の介助等
- 介助が必要な場合は、原則として清拭で対応する。清拭で使用したタオル等は熱水洗濯機（80℃10分間）で洗浄後、乾燥を行うか、または、次亜塩素酸ナトリウム液浸漬後、洗濯、乾燥
- 個人専用の浴室で介助なく入浴ができる場合は、入浴を行ってもよい。その際も、必要な清掃等を実施

(ⅳ)リネン・衣類の洗濯等
- 当該利用者のリネンや衣類については、その他の利用者と必ずしも分ける必要はないが、熱水洗濯機（80℃10分間）で処理し、洗浄後乾燥させるか、または、次亜塩素酸ナトリウム液浸漬後、洗濯、乾燥
- 当該利用者が鼻をかんだティッシュ等のごみの処理は、ビニール袋に入れるなどの感染防止対対策を講じる

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その２）
（令和2年4月7日付事務連絡、同年10月15日付一部改正）

別添

【訪問系】

＜サービス提供にあたっての留意点＞
- 自身の健康管理に留意し、出勤前に各自で体温を計測して、発熱や風邪症状等がある場合は出勤しない
- 濃厚接触者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けての対応や、最後に訪問する等の対応
- 訪問時間を可能な限り短くできるよう工夫。やむを得ず長時間の見守り等を行う場合は、可能な範囲で当該利用者との距離を保つように工夫
- 訪問時には、換気を徹底
- ケアに当たっては、職員は使い捨て手袋とサージカルマスクを着用。咳込みなどがあり、飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてゴーグル、使い捨てエプロン、ガウン等を着用
- 体温計等の器具については、消毒用体温計等の器具については、消毒用エタノールで清拭
- サービス提供開始時と終了時に、（液体）石けんと流水による手洗いまたは消毒用エタノールによる手指消毒を実施。手指による手指消毒を実施。手指消毒の前に顔（目・鼻・口）を触らないように注意。「１ケア１手洗い」、「ケア前後の手洗い」を基本とする

＜個別のケア等の実施に当たっての留意点＞
濃厚接触者に対する個別のケア等の実施に当たっては以下の点に留意すること。

（ⅰ）食事の介助等
- 食事前に利用者に対し、（液体）石けんと流水による手洗い等を実施
- 食事は使い捨て容器を使用するか、自動食器洗浄器の使用、または、洗剤での洗浄を実施
- 食事の準備等を短時間で実施できるよう工夫

（ⅱ） 排泄の介助等
- おむつ交換の際は、排泄物に直接触れない場合であっても、手袋に加え、サージカルマスク、使い捨て袖付きエプロンを着用

（ⅲ） 清潔・入浴の介助等
- 介助が必要な者（訪問入浴介護を利用する者を含む）については、原則清拭で対応する。清拭で使用したタオル等は、手袋とマスクを着用し、一般定な家庭用洗剤で洗濯し、完全に乾燥させる

（ⅳ） 環境整備
- 部屋の清掃を行う場合は、手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭。または、次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後、湿式清掃し、乾燥。なお、次亜塩素酸ナトリウム液を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと。トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭、または、次亜塩素酸ナトリウム液（0.05%）で清拭後、水拭きし、乾燥

訪問介護職員等のための感染防止対策動画

○ 訪問介護職員と訪問サービス利用者向けに、新型コロナウイルス感染症の対策を分かりやすくまとめた動画を作成し、厚生労働省のYouTubeに公表。

〈訪問介護職員向け〉『訪問介護職員のためのそうだったのか！感染対策』

① あなたが利用者宅にウイルスをもちこまないために（５月１日公開）

（動画の内容）
こんなときどうする？
① 利用者宅に到着
② 玄関に入る
③ 手洗いをする
④ 挨拶をする
⑤ 部屋の換気をする
⑥ 体温測定をする
⑦ 鼻がかゆくなった

② あなたと利用者がウイルスをやりとりしないために（５月１日公開）

（動画の内容）
こんなときどうする？
① 食事の準備をするとき
② 食事介助をするとき
③ 食事中にむせた時の対応
④ 口腔ケアをするとき
⑤ 排泄介助をするとき
⑥ 片付けをするとき

③ あなたがウイルスをもちださないために（５月１日公開）

（動画の内容）
こんなときどうする？
① 記録をする
② エプロンを脱ぐ
③ 帰る前
④ 上着を着る
⑤ 水を飲みたくなったら・・・

〈訪問サービス利用者向け〉『訪問サービスを受ける方のためのそうだったのか！感染対策』

○ あなたがウイルスをうけとらない、わたさないために（５月29日公開）

（動画の内容）
○ウイルスはどこにいるの？
○こんなときどうする？
① いつ手を洗うの
② サービスを受けるまえ
③ サービスを受けるとき
④ 訪問してもらうのが怖いと思ったとき

こちらのQRコードから動画をご覧いただけます。

厚生労働省you tubeアカウント
https://www.youtube.com/playlist?list=PLTAG3BRKESrWJ_H6QPFEBDyWfeHZQMcCc

介護現場における感染対策の手引き等について

○　社会福祉施設等が提供する各種サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要。

○　今般、新型コロナウイルス感染症に限らず、介護現場で必要な感染症の知識や対応方法など、介護現場における感染対策力の向上を目的に、『介護現場における感染対策の手引き（第１版）　（令和２年10月1日付け）　』等を作成。その後、新型コロナウイルス感染症に係る動向や令和３年度介護報酬改定事項等その他所要の見直しを行い、令和３年３月に第２版を改訂。

○　介護職員の方においては、日常のケアを行う上での必要な感染対策の知識や手技の習得のための手引きとして、介護施設・事業所の施設長・管理者の方においては、その役割と感染管理体制の構築のための手引きとして活用が可能。

こちらのリンクから閲覧できます！

介護現場における感染対策の手引き【第２版】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/fukushi_kaigo/kaigo_kourei/taisakumatome_13635.html

（第２版としてQ&Aを含めた内容のまとめ。今後、感染症の発生時等・医療機関の対応はこちらで随時更新予定）

❖ ポイント

介護職員等が、感染症の重症化リスクが高い高齢者等に対して介護保険サービスを安全かつ継続的に提供するため、さらには職員自身の健康を守るため、感染対策の知識を習得して実践できるように、

- ✓　着実な感染対策を実践できるよう基礎的な情報から、
  感染症発生時におけるサービス提供時の注意点等を掲載
- ✓ 感染管理体制を整備するために必要な基礎的な情報から
  感染管理体制の在り方および感染症発生時の対応等について掲載

❖ 主な内容

「第Ⅰ章総論」「第Ⅱ章新型コロナウイルス感染症」「第Ⅲ章感染症各論」「第Ⅳ章参考」の４部構成

- 感染症の基礎知識
- 日頃からの感染対策と感染症発生時の対応
- 新型コロナウイルス感染症への対応
- 各種感染症における対応　等

介護職員のための感染対策マニュアル
感染対策普及リーフレット

マニュアル　手引きの概要版として、介護職員向けにポイントを掲載
（施設系・通所系・訪問系ごとに作成）

リーフレット　手洗いや排泄物・嘔吐物処理の手順等をわかりやすく掲載
「見てすぐ実践！」ができるように、ポスターとしても利用可能

11